



熊本県公報

号外 第34号
令和3年(2021年)
7月12日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	（財政課）	2
○熊本県税条例及び熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	（税務課）	9
○熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	（社会福祉課）	10
○熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例	（企業立地課）	10
○熊本県ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例	（むらづくり課）	12
○熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例	（道路整備課）	12
○熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例	（建築課）	13

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 新たに手数料を設けることとした。（第2条、別表第19の2関係）
保管のみ製造業登録申請手数料 31,900円ほか
- 2 手数料の額を改定することとした。（別表第19の2関係）
医薬品等適合性調査申請手数料 47,200円ほかから70,500円ほかに改定
- 3 所要の規定の整理を行うこととした。（第2条、別表第19の2関係）
- 4 この条例は、令和3年8月1日から施行することとした。
- 5 1に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。（附則第2項関係）

◇熊本県税条例及び熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県税条例の一部改正【第1条】
(1) 電気供給業に係る法人事業税について、特定卸供給事業の創設に伴う規定の整理を行うこととした。（第39条、第41条関係）
(2) ゴルフ場利用税及び軽油引取税における帳簿書類について、電子帳簿保存に係る承認制度を廃止することとした。（第75条、第98条の12関係）
- 2 熊本県産業廃棄物税条例の一部改正【第2条】
産業廃棄物税における帳簿書類について、電子帳簿保存に係る承認制度を廃止することとした。（第17条関係）
- 3 この条例は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める日から施行することとした。
(1) 1(2)、2及び4の一部 令和4年1月1日
(2) 1(1)及び4の一部 令和4年4月1日
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 非常災害時に備えるための訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。（第8条第3項関係）
- 2 職員の就業環境が害されなければならないことを防止するための方針の明確化等の適切なハラメント対策を講じなければならないこととした。（第10条の2関係）
- 3 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇の継続的な実施等のため、業務継続計画の策定等の措置を講じ、研修及び訓練を実施しなければならないこととした。（第10条の3関係）
- 4 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、対策を検討する委員会を開催し、指針を整備し、並びに研修及び訓練を実施しなければならないこととした。（第23条第2項関係）
- 5 この条例は、令和3年8月1日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 次の2条例について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行を踏まえ、工場等及び山村振興法第10条の4の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令に規定するとし、特別償却設備の取得期限が経過したことを踏まえ、所要の規定の整備を行うこととした。
- (1) 熊本県工場等設置奨励条例【第1条】
 - ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行を踏まえ、工場等の指定に係る規定を改めることとした。(第2条、第3条関係)
 - イ 山村振興法第10条の4の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令に規定する特別償却設備の取得期限が経過したため、関係規定を削除することとした。(第2条、第3条関係)
 - ウ その他規定の整理を行うこととした。(第1条、第6条関係)
- (2) 熊本県税特別措置条例【第2条】
 - ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行を踏まえ、同法に規定する産業振興促進区域内における課税免除に係る規定を整備することとした。(第1条、第4条の2関係)
 - イ 山村振興法第10条の4の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令に規定する特別償却設備の取得期限が経過したため、関係規定を削除することとした。(第1条、第4条の6関係)
 - ウ その他規定の整理を行うこととした。(第4条の5、第4条の7、第5条第1項、第8条、附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例

- 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行を踏まえ、同法に規定する過疎地域を中山間地域の定義に加えることとした。(第1条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設として自動運行補助施設を追加することとした。(第35条関係)
- 2 歩行者利便増進道路に関する基準を定めることとした。(第47条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 都市計画法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第4条関係)
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

条 例

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第34号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例(平成12年第39号)の一部を次のように改正する。同項第2条第1項第427号の7中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同項第43号中「第12条第2項」を「第14条第1項」に改め、同項第43条第4項」に改め、同項第441号、第442号及び第444号から第446号までの規定中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同項第450号中「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第3号」に改め、同項第451号中「第26条第1項第4号」を「第25条第1項第4号」に改め、同項第452号中「第26条第1項第5号」を「第25条第1項第5号」に改め、同項第456号中「第26条第1項第2号」を「第25条第1項第2号」に改め、同項第458号中「第26条第2項第3号」を「第25条第2項第3号」に改め、同項第459号中「第26条第3項第1号」を「第25条第3項第1号」に改め、同項第460号中「第26条第3項第2号」を「第25条第3項第2号」に改め、

(以下「無菌医薬部外品」という。)に係る確認(カ、キ及びケに掲げるものを除く。) 70,500円
 オ 無菌医薬部外品以外の医薬部外品(以下「一般医薬部外品」という。)に係る確認(カ、キ及びケに掲げるものを除く。) 52,900円
 カ 医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第3号に規定する包装、表示又は保管のみを行う医薬部外品の製造工程に係る確認(ケに掲げるものを除く。) 23,900円
 キ 無菌医薬品若しくは一般医薬品又は無菌医薬部外品若しくは一般医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設で行う場合(他に委託して行う場合を含む。)における当該施設に係る確認 23,900円
 ク 医薬品医療機器等法第13条の2の2に規定する保管のみを行う製造所における医薬品の製造工程に係る確認 23,900円
 ケ 医薬品医療機器等法第13条の2の2に規定する保管のみを行う製造所における医薬部外品の製造工程に係る確認 23,900円
 第2条第1項第477号の25から第477号の28までの規定中「第23条の2第2項」を「第23条の2第4項」に改め、同項第477号の38中「第40条の2第3項」を「第40条の2第4項」に改め、同項第477号の39中「第40条の2第5項」を「第40条の2第7項」に改め、同項第477号の43中「第23条の2第2項」を「第23条の2第4項」に改める。
 別表第19の2を次のように改める。
 別表第19の2(第2条第1項第477号の20関係)

区分		金額
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第15項の承認を受けようとするときに受ける同条第7項の調査	(1) 無菌医薬品に係る調査(3)、(7)及び(8)に掲げるものを除く。)	70,500円
	(2) 一般医薬品に係る調査(3)、(7)及び(8)に掲げるものを除く。)	52,900円
	(3) 医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第5号に規定する包装、表示又は保管のみを行う医薬品の製造工程に係る調査((8)に掲げるものを除く。)	23,900円
	(4) 無菌医薬部外品に係る調査(6)、(7)及び(9)に掲げるものを除く。)	70,500円
	(5) 一般医薬部外品に係る調査(6)、(7)及び(9)に掲げるものを除く。)	52,900円
	(6) 医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第3号に規定する包装、表示又は保管のみを行う医薬部外品の製造工程に係る調査((9)に掲げるものを除く。)	23,900円
	(7) 無菌医薬品若しくは一般医薬品又は無菌医薬部外品若しくは一般医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設で行う場合(他に委託して行う場合を含む。)における当該施設に係る調査	23,900円
	(8) 医薬品医療機器等法第13条の2の2に規定する保管のみを行う製造所における医薬品の製造工程に係る調査	23,900円
	(9) 医薬品医療機器等法第13条の2の2に規定する保管のみを行う製造所における医薬部外品の製造工程に係る調査	23,900円
2 医	(1) 無菌医薬品に係る調査(3)、	124,600円に、2,000円

薬品医療機器等法第14条第7項に規定する期間を経過するごとに受ける同項の調査	(7)及び(8)に掲げるものを除く。)	に調査を受ける品目(以下この表において「調査品目」という。)の数を乗じて得た金額を加算した金額
	(2) 一般医薬品に係る調査((3)、(7)及び(8)に掲げるものを除く。)	95,000円に、1,000円に調査品目の数を乗じて得た金額を加算した金額
	(3) 医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第5号に規定する包装、表示又は保管のみを行う医薬品の製造工程に係る調査((8)に掲げるものを除く。)	53,400円に、500円に調査品目の数を乗じて得た金額を加算した金額
	(4) 無菌医薬部外品に係る調査((6)、(7)及び(9)に掲げるものを除く。)	124,600円に、2,000円に調査品目の数を乗じて得た金額を加算した金額
	(5) 一般医薬部外品に係る調査((6)、(7)及び(9)に掲げるものを除く。)	95,000円に、1,000円に調査品目の数を乗じて得た金額を加算した金額
	(6) 医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第3号に規定する包装、表示又は保管のみを行う医薬部外品の製造工程に係る調査((9)に掲げるものを除く。)	53,400円に、500円に調査品目の数を乗じて得た金額を加算した金額
	(7) 無菌医薬品若しくは一般医薬品又は無菌医薬部外品若しくは一般医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設で行う場合(他に委託して行う場合を含む。)における当該施設に係る調査	53,400円に、500円に調査品目の数を乗じて得た金額を加算した金額
	(8) 医薬品医療機器等法第13条の2の2に規定する保管のみを行う製造所における医薬品の製造工程に係る調査	53,400円に、500円に調査品目の数を乗じて得た金額を加算した金額
	(9) 医薬品医療機器等法第13条の2の2に規定する保管のみを行う製造所における医薬部外品の製造工程に係る調査	53,400円に、500円に調査品目の数を乗じて得た金額を加算した金額
3 医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品を製造しようとするとき	(1) 無菌医薬品に係る調査((3)、(7)及び(8)に掲げるものを除く。)	70,500円
	(2) 一般医薬品に係る調査((3)、(7)及び(8)に掲げるものを除く。)	52,900円
	(3) 医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第5号に規定する包装、表示又は保管のみを行う医薬品の製造工程に係る調査((8)に掲げるものを除く。)	23,900円
	(4) 無菌医薬部外品に係る調査((6)、(7)及び(9)に掲げるものを除く。)	70,500円
	(5) 一般医薬部外品に係る調査((6)、(7)及び(9)に掲げるものを除く。)	52,900円
	(6) 医薬品医療機器等法施行規則	23,900円

に受ける同項の調査	第25条第2項第3号に規定する包装、表示又は保管のみを行う医薬部外品の製造工程に係る調査（(9)に掲げるものを除く。）	
	(7) 無菌医薬品若しくは一般医薬品又は無菌医薬部外品若しくは一般医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設で行う場合（他に委託して行う場合を含む。）における当該施設に係る調査	23,900円
	(8) 医薬品医療機器等法第13条の2の2に規定する保管のみを行う製造所における医薬品の製造工程に係る調査	23,900円
	(9) 医薬品医療機器等法第13条の2の2に規定する保管のみを行う製造所における医薬部外品の製造工程に係る調査	23,900円
4 医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する期間を経過するごとに受ける同項の調査	(1) 無菌医薬品に係る調査（(3)、(7)及び(8)に掲げるものを除く。）	124,600円に、2,000円に調査品目の数を乗じて得た金額を加算した金額
	(2) 一般医薬品に係る調査（(3)、(7)及び(8)に掲げるものを除く。）	95,000円に、1,000円に調査品目の数を乗じて得た金額を加算した金額
	(3) 医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第5号に規定する包装、表示又は保管のみを行う医薬品の製造工程に係る調査（(8)に掲げるものを除く。）	53,400円に、500円に調査品目の数を乗じて得た金額を加算した金額
	(4) 無菌医薬部外品に係る調査（(6)、(7)及び(9)に掲げるものを除く。）	124,600円に、2,000円に調査品目の数を乗じて得た金額を加算した金額
	(5) 一般医薬部外品に係る調査（(6)、(7)及び(9)に掲げるものを除く。）	95,000円に、1,000円に調査品目の数を乗じて得た金額を加算した金額
	(6) 医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第3号に規定する包装、表示又は保管のみを行う医薬部外品の製造工程に係る調査（(9)に掲げるものを除く。）	53,400円に、500円に調査品目の数を乗じて得た金額を加算した金額
	(7) 無菌医薬品若しくは一般医薬品又は無菌医薬部外品若しくは一般医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設で行う場合（他に委託して行う場合を含む。）における当該施設に係る調査	53,400円に、500円に調査品目の数を乗じて得た金額を加算した金額
	(8) 医薬品医療機器等法第13条の2の2に規定する保管のみを行う製造所における医薬品の製造工程に係る調査	53,400円に、500円に調査品目の数を乗じて得た金額を加算した金額
	(9) 医薬品医療機器等法第13条の2の2に規定する保管のみを行う	53,400円に、500円に調査品目の数を乗じて得た金額を加算し

	製造所における医薬部外品の製造工程に係る調査	た金額
<p>5 医薬品医療機器等法第14条の2第1項の確認を受けようとするときに受ける同条第2項の調査</p>	<p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号。以下この表において「区分省令」という。）第2条第3号に規定する無菌医薬品（以下この表において「区分省令無菌医薬品」という。）の製造工程のうち同号イに規定する無菌原薬を製造する区分に係る調査</p>	<p>124,600円に、2,000円に調査品目の数を乗じて得た金額及び8,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額</p>
	<p>(2) 区分省令無菌医薬品の製造工程のうち区分省令第2条第3号ロに規定する最終滅菌法により、無菌製剤を製造する区分に係る調査</p>	<p>124,600円に、2,000円に調査品目の数を乗じて得た金額及び8,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額</p>
	<p>(3) 区分省令無菌医薬品の製造工程のうち区分省令第2条第3号ハに規定する無菌操作法により、無菌製剤を製造する区分に係る調査</p>	<p>124,600円に、2,000円に調査品目の数を乗じて得た金額及び8,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額</p>
	<p>(4) 区分省令第2条第4号に規定する医薬品（以下この表において「区分省令医薬品」という。）の製造工程のうち同号イに規定する原薬を製造する区分に係る調査</p>	<p>95,000円に、1,000円に調査品目の数を乗じて得た金額及び8,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額</p>
	<p>(5) 区分省令医薬品の製造工程のうち区分省令第2条第4号ロに規定する原薬を製造する区分に係る調査</p>	<p>95,000円に、1,000円に調査品目の数を乗じて得た金額及び8,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額</p>
	<p>(6) 区分省令医薬品の製造工程のうち区分省令第2条第4号ハに規定する生薬製剤を製造する区分に係る調査</p>	<p>95,000円に、1,000円に調査品目の数を乗じて得た金額及び8,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額</p>
	<p>(7) 区分省令医薬品の製造工程のうち区分省令第2条第4号ニに規定する固形製剤を製造する区分に係る調査</p>	<p>95,000円に、1,000円に調査品目の数を乗じて得た金額及び8,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額</p>
	<p>(8) 区分省令医薬品の製造工程のうち区分省令第2条第4号ホに規定する半固形製剤を製造する区分に係る調査</p>	<p>95,000円に、1,000円に調査品目の数を乗じて得た金額及び8,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額</p>
	<p>(9) 区分省令医薬品の製造工程のうち区分省令第2条第4号ヘに規定する液剤を製造する区分に係る調査</p>	<p>95,000円に、1,000円に調査品目の数を乗じて得た金額及び8,300円に当該調査に係る製造</p>

	販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額
(10) 区分省令第2条第5号に規定する医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う区分に係る調査	53,400円に、500円に調査品目の数を乗じて得た金額及び4,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額
(11) 区分省令第2条第6号に規定する医薬品の製造工程のうち保管のみを行う区分に係る調査	53,400円に、500円に調査品目の数を乗じて得た金額及び4,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額
(12) 区分省令第2条第3号に規定する無菌医薬部外品（以下この表において「区分省令無菌医薬部外品」という。）の製造工程のうち同号イに規定する無菌原薬を製造する区分に係る調査	124,600円に、2,000円に調査品目の数を乗じて得た金額及び8,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額
(13) 区分省令無菌医薬部外品の製造工程のうち区分省令第2条第3号ロに規定する最終滅菌法により、無菌製剤を製造する区分に係る調査	124,600円に、2,000円に調査品目の数を乗じて得た金額及び8,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額
(14) 区分省令無菌医薬部外品の製造工程のうち区分省令第2条第3号ハに規定する無菌操作法により、無菌製剤を製造する区分に係る調査	124,600円に、2,000円に調査品目の数を乗じて得た金額及び8,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額
(15) 区分省令第2条第4号に規定する医薬部外品（以下この表において「区分省令医薬部外品」という。）の製造工程のうち同号イに規定する原薬を製造する区分に係る調査	95,000円に、1,000円に調査品目の数を乗じて得た金額及び8,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額
(16) 区分省令医薬部外品の製造工程のうち区分省令第2条第4号ロに規定する原薬を製造する区分に係る調査	95,000円に、1,000円に調査品目の数を乗じて得た金額及び8,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額
(17) 区分省令医薬部外品の製造工程のうち区分省令第2条第4号ハに規定する生薬製剤を製造する区分に係る調査	95,000円に、1,000円に調査品目の数を乗じて得た金額及び8,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額
(18) 区分省令医薬部外品の製造工程のうち区分省令第2条第4号ニに規定する固形製剤を製造する区分に係る調査	95,000円に、1,000円に調査品目の数を乗じて得た金額及び8,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額
(19) 区分省令医薬部外品の製造工程のうち区分省令第2条第4号ホに規定する半固形製剤を製造する区分に係る調査	95,000円に、1,000円に調査品目の数を乗じて得た金額及び8,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額

	算した金額
(20) 区分省令医薬部外品の製造工程のうち区分省令第2条第4号へに規定する液剤を製造する区分に係る調査	95,000円に、1,000円に調査品目の数を乗じて得た金額及び8,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額
(21) 区分省令第2条第5号に規定する医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う区分に係る調査	53,400円に、500円に調査品目の数を乗じて得た金額及び4,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額
(22) 区分省令第2条第6号に規定する医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う区分に係る調査	53,400円に、500円に調査品目の数を乗じて得た金額及び4,300円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た金額を加算した金額

附 則

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。
 - 別表第1手数料の項第428号の2の次に次の4号を加える。
 - 428の2の2 保管のみ製造業登録申請手数料
 - 428の2の3 保管のみ製造業登録更新申請手数料
 - 428の2の4 保管のみ製造業登録証書換え交付手数料
 - 428の2の5 保管のみ製造業登録証再交付手数料
 - 別表第1手数料の項第428号の11の次に次の3号を加える。
 - 428の11の2 基準確認証書換え交付手数料
 - 428の11の3 基準確認証再交付手数料
 - 428の11の4 医薬品等変更計画適合性確認申請手数料

熊本県税条例及び熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和3年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第35号

熊本県税条例及び熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

（熊本県税条例の一部改正）

- 第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。
 - 第39条第1項第3号中「及び同法第2条第1項第14号」を「、同法第2条第1項第14号」に改め、「発電事業等」という。）の次に「及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）」を加える。

第41条第2項及び第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第75条第2項中「であって、県央広域本部長の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改める。

第98条の12第3項中「であって、前項の事務所又は事業所の所在地を管轄する広域本部長の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改める。

（熊本県産業廃棄物税条例の一部改正）

- 第2条 熊本県産業廃棄物税条例（平成16年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「であって、課税地を管轄する広域本部長の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条（熊本県税条例第75条第2項及び第98条の12第3項の改正規定に限る。）第2条及び附則第3項の規定 令和4年1月1日
 - (2) 第1条（熊本県税条例第75条第2項及び第98条の12第3項の改正規定を除く。）及び附則第2項の規定 令和4年4月1日
- （経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第75条第2項及び第98条の12第3項の規定は前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に備付け

を開始する新条例第75条第1項又は第98条の12第2項に規定する帳簿について適用し、第2条の規定を同条第1項第3号並びに第41条第1項第3号並びに第41条第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に終了した事業年度に係る法人の事業税に適用する。規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に終了した事業年度に係る法人の事業税に適用する。規定は、なお従前の例による。

熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第36号

熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
3 保護施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
第10条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）
第10条の2 保護施設は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
（業務継続計画の策定等）

第10条の3 保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行ななければならない。

3 保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条第2項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項の次の各号を加える。

- (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に行なうとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行なうこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新基準条例」という。）第10条の3の規定の適用については、「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
（感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新基準条例第23条第2項（新基準条例第31条、第37条（新基準条例第44条において準用する場合を含む。）及び第43条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第37号

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。
- 3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、熊本県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例（平成25年熊本県条例第26号）に規定する基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第40号

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例（平成15年熊本県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第8条第1項第2号ロからニまで」を「第29条の9第1号から第5号までに掲げる土地の区域及び同条第6号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。